

○まえばし 農業委員会だより

第 95 号

平成 29 年 10 月発行

1270 古紙配合率 70%の再生紙を使用しています

編集発行 前橋市農業委員会

事務局 前橋市役所内
農業委員会事務局

前橋市大手町二丁目12番1号
電話 027-898-6732
e-mail nou-jimu@city.maebashi.gunma.jp

農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって 新しい農業委員会がスタート

平成 28 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法のもと、本年 7 月 20 日(木)に農業委員 24 名が前橋市長から任命され、辞令の交付を受けました。また、同日に第 4 回農業委員会総会が開かれ、農業委員長及び会長職務代理者の選出、並びに農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について審議されました。

農業委員長には、堀越恒弘氏(富田町)が再選され、会長職務代理者には、深町富士雄氏(下阿内町)が選出されました。総会に引き続き、新たに設置された農地利用最適化推進委員(推進委員) 53 名へ、農業委員会から委嘱状が交付され、農業委員及び推進委員が連携して業務を行う新体制の農業委員会がスタートしました。

今後、三年間にわたり、本市の農地行政や農地等の利用の最適化の推進に力を注いでいただく委員の方々を紹介いたします。

【会長あいさつ】

前橋市農業委員会

会長 堀越恒弘



清秋の
候、皆様
には益々
ご清栄の

こととお喜び申し上げます。
この度、7 月 20 日に行われ
ました前橋市農業委員会
総会におきまして、農業委
員各位のご推挙をいただき
会長に就任することになり
ました。

新たな農業委員会体制のスタートにあたり、責任の重大さを痛感いたしますとともに、本市のさらなる農業振興のためにも、この重責を全うする所存でございます。

制度改正後の農業委員会は、市長が任命した農業委員と農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員により組織され、これまでの農地利用に係る公正で適正な事務処理はもちろんのこと、必須事務に位置付けられました担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の

発生防止・解消、新規参入者の促進などの農地等の利用の最適化の推進に取り組んで参ります。

本市は関東平野の最北端に位置し、自然豊かな農業都市でもあり、新鮮で安心・安全な農産物を供給するとともに、地産地消にも努めております。

しかしながら農業を取り巻く状況は依然として厳しく、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加や食料自給率の低下など、課題は山積している状況で

ございます。

そのため、農業者の公的代表機関である農業委員会の役割を果たすためにも、新たな農業委員会体制のもと、農業委員及び推進委員の連携はもとより、地域や農業関係団体との連絡を密にして農業委員会活動を円滑に推進して参ります。

関係者の皆様には、日頃からのご支援、ご協力に心より感謝申し上げますとともに、今後も一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

新しい委員を
紹介します
農業委員



岡田 重雄
上佐鳥町



市花 宏之
山王町二丁目



深町 富士雄
下阿内町
会長職務代理者



堀越 恒弘
富田町
会長



大島 俊典
江木町



石村 利夫
五代町



井上 隆
上青梨子町



矢端 晴美
後閑町



関根 由彦
飯土井町



坂庭 常男
駒形町



木村 謙
上増田町



萩原 秀治郎
関根町一丁目



小堀 清
市之関町



奥野 和子
茂木町



江原 弘
河原浜町



澁澤 聖一
横沢町



田島 悦夫
粕川町深津



松島 敏男
粕川町室沢



北爪 きよ子
鼻毛石町



星野 和幸
苗ヶ島町



下田 将文
富士見町時沢



関口 喜弘
富士見町石井



須田 一男
富士見町小暮



青木 朱美
富士見町田島



亀井 和雄
第3区
西善町



後閑 正奇
第2区
下佐鳥町



横室 辰雄
第2区
朝倉町



矢部 照男
第1区
天川原町一丁目



松田 智之
第5区
総社町総社



中里 隆
第4区
川曲町



猪岡 正一
第3区
鶴光路町



小泉 俊夫
第3区
亀里町

農地利用最適化推進委員



中根 徳一
第8区
勝沢町



小池 佳一
第7区
青梨子町



関根 昭男
第7区
青梨子町



都丸 信夫
第6区
総社町総社



石倉 忠夫
第9区
西片貝町三丁目



栗原 武夫
第8区
金丸町



横堀 茂雄
第8区
小坂子町



角田 長次
第8区
端気町



大谷 吉伸
第10区
上細井町



齋藤 禎
第9区
江木町



茂木 啓二
第9区
荻窪町



小林 秀明
第9区
上泉町



女屋 純一
第11区
東上野町



瀬川 義彦
第11区
上長磯町



伊能 良雄
第10区
田口町



金子 幹一
第10区
下細井町



鹿沼 好秀
第12区
荒子町



山田 高則
第12区
泉沢町



塚本 博
第11区
下大島町



小此木 明
第11区
小屋原町



中澤 好二
第12区
今井町



岡 賢一
第12区
二之宮町



中澤 均
第12区
東大室町



根岸 法男
第12区
西大室町



伊藤 晴夫
第13区
上大屋町



富岡 昇司
第13区
東金丸町



山口 巳喜雄
第13区
堀越町



大原 章
第13区
茂木町



長岡 仁一
第14区
馬場町



大崎 育寿
第14区
柏倉町



松村 秀憲
第14区
柏倉町



金子 賢太郎
第14区
鼻毛石町



中島 清志
第15区
粕川町女淵



坂本 忠
第15区
粕川町込皆戸



金子 庄作
第15区
粕川町室沢



岩崎 政男
第14区
大前田町



今井 秀雄
第16区
富士見町時沢



中里 哲
第16区
富士見町原之郷



塩澤 喜男
第16区
富士見町田島



坂木 建司
第15区
粕川町膳



近藤 正美
第16区
富士見町皆沢



小山 喜博
第16区
富士見町石井



書上 修一
第16区
富士見町小暮



小平 三雄
第16区
富士見町時沢

**今年度から農業委員会の
「農地台帳に関する調査」は
実施しません**

昨年度の標記調査の説明文にも記載しましたが、今年度から年末年始に行っていた調査は実施しません。これに変わり、7月20日から新設された農地利用最適化推進委員が農地の全筆調査や、貸したい借りたい等の情報を取りまとめます。貸したい借りたい等の農地に関する希望がありましたら、各地区の農地利用最適化推進委員へご相談ください。

【お問い合わせ先】
農業委員会事務局農業振興係
電話番号 027・8998・6733



樺澤 福寿
第16区
富士見町市之木場

前橋市農業青年 国内短期研修補助金

前橋市では、農業技術の向上や農業経営の多角化など、農業が直面する課題に対応し、地域農業のリーダーとなる農業青年を育成するため、県外での先進地研修に参加する農業青年及び農業青年グループに対して補助金を交付します。

〔補助金対象者〕

- ① 前橋市内に住所を有する方
- ② 補助金交付申請時において、45歳未満の方
- ③ 営農する農地が前橋市内にある方

〔交付対象となる事業及び経費〕

① 農業青年個人研修

連続して1か月以上3か月以下の期間で、自主的に取り組む先進農家での短期の研修に係る経費

② 農業青年グループ研修

試験研究機関や先端技術の展示会等の視察研修など、営農意欲を高めるための研修に係る経費

③ 経費

研修地までの旅費、宿泊費、

〔交付金額〕

① 農業青年個人研修

研修参加負担金、講師謝礼
月額3万円を上限とします。ただし、研修を行った日数が1か月に満たない月にあつては、上記金額を当該月の日数に基づき日割り計算で算定します。

② 農業青年グループ研修

研修者1人につき3千円。ただし、1グループは3人以上とし、10人以上の場合は、1グループ3万円を上限とします。いずれの補助金も年度内1回の交付とします。

〔お問い合わせ先〕

農業委員会事務局農業振興係
電話番号 027・898・6733

新規参入者定着支援事業補助金

本市に転入し、新たに農業経営を開始する方が、地域農業との繋がりをもち、円滑に就農できるよう、市内の空農家住宅等を借りる場合の家賃補助を行います。

〔補助金対象者〕

- ① 本市に転入し、本市で就農することに対して、強い意欲を持つ方
- ② 就農時点で45歳未満の方
- ③ 本事業を活用後、引き続き市内で5年以上の農業経営を行う方
- ④ 市町村民税等、必要な納税について滞納がない方
- ⑤ 前橋市暴力団排除条例を遵守し

ていること。

〔補助内容〕

農家住宅等の家賃とし、連続する24か月を限度とします。共益費や敷金・礼金、駐車場代、転居費用等は対象外です。

〔交付金額〕

月額2万円を上限とし、月額家賃の2分の1の額のいずれか低い額とします。

〔お問い合わせ先〕

農業委員会事務局農業振興係
電話番号 027・898・6733

所有(管理)農地の適正管理について

農地法では、農地の所有者は農地の適正管理を行うことが定められており、雑草等が繁茂しないように管理をすることが必要です。

農地は管理をしないと荒れてしまいます。耕作できるように元の状態に戻すには大きな手間と労力がかかります。道路や歩道の通行の支障、病害虫の発生や火災、さらには不法投棄の原因となることもあり、農業環

境が悪くなるほか、近隣にお住まいの方にも大きな迷惑がかかります。

農地を所有(管理)する方は、周囲にお住まいの方や、近隣に農地をお持ちの方に迷惑にならないよう、定期的に除草をし、適正な管理に心がけましょう。

〔お問い合わせ先〕

農業委員会事務局農地係
電話番号 027・898・6734

新規就農者を激励・家族経営協定に調印

農業委員会では、7月5日、前橋市農業協同組合本所多目的ホールにおいて、新規就農者激励会・家族経営協定合同調印式を開催しました。

式典には、本年度の新規就農者8人と、副市長・JA前橋市代表理事専務等来賓、農業委員、関係者約80人が出席しました。

激励会では、堀越農業委員長や来賓の倉嶋前橋副市長、金井前橋市農業協同組合代表理事専務などから新規就農者の方々へ激励の言葉が贈られ、一人一人に対して奨励金や記念品を贈呈しました。



また、新規就農者を代表して、小神明町の宮内徹さんが「やりがいのある仕事として農業を選んで、初心を忘



れず夢のある農業経営を実現したい。」と意欲に満ちた抱負を述べました。

続いて、家族経営協定合同調印式では、新規就農者の6組の世帯が、家族間で働きやすい環境づくりを目指し、仕事の役割分担や、給料・労働時間、休日などを定めた協定書に、地元農業委員の立会いのもと、調印を行いました。

式典終了後には、農業委員会・市農林課・中部農業事務所・JA前橋市・農林中央金庫・日本政策金融公庫から新規就農者向けの支援事業についての情報提供が行われました。農業委員会では、今後も関係機関と連携し、新規就農者の方々が、1日も早く地域農業の担い手として活躍されるように様々な支援を行っていきます。

新規就農者や新規就農希望者の皆様へ

新規就農された方に対して、農業委員会では関係機関と連携して、新規就農者激励会の開催や新規就農者奨励金の交付など各種支援を行っています。

【新規就農者に関する支援事業】

- ・ 新規就農者激励会及び家族経営協定合同調印式の開催
- ・ 新規就農者奨励金の交付
- ・ 農業委員等と新規就農者との意見交換会
- ・ 新規就農者への情報提供
- ・ 新規就農者巡回 など



新規就農者現地指導

の状況を把握するのは難しい状況にあります。新規就農された場合や、お近く

で新規就農された方をご存知でしたら、農業委員会事務局までご連絡をお願いいたします。本市農業振興のためにも、新規就農者の確保・育成は重要な課題となっております。皆様のご協力をお願いいたします。

【就農相談会の実施について】

新規就農希望者や新規就農者の方に対して、関係機関と連携して就農相談を実施しています。

なお、担当者不在でご迷惑をおかけしないためにも、農業委員会事務局農業振興係までご一報いただいております。就農相談にお越しく

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局農業振興係
電話番号 027・898・6733



昨年度の「新規就農者の集い」の様子

農業委員会では、毎年新規就農者の把握活動を行っています。しかしながら、就農の形態などにより、市内で新規就農された方など全て